		事務内容		権	±分け 窓		
項目	部-		根拠法令	限移	口委託	実施	備考
事業活	動の規	   制に関する事務					
- 1	事業活	動の許可等に関する事務					
建設業等	土1	建設業許可申請等に関する受理,審査,進達,通知 (約14,000業者,5年更新)	建設業法 5条,11条,12条				
	土2	経営事項審査申請に関する受理,審査,進達 (公共工事への参加業者:約4,500業者,有 効期間は決算日から1年7か月)	建設業法 27条の23				
	±3		地方自治法 234条				
	土4	浄化槽工事業者の登録申請に関する受理,審査,進達,通知 (土木工事,建築工事,管工事の許可を持っていない業者:約1,000業者)	浄化槽法 22条,33条				
	土5	解体工事業者の登録申請に関する受理,審査,進達,通知 (土木工事,建築工事,とび・土工工事の許可を持っていない業者:約100業者)	リサイクル法 22条				
	土6	宅地建物取引業免許申請,変更届に関する受付,審査,進達 宅地建物取引主任者の登録,審査,進達等 (約3,000業者,5年更新)	宅地建物取引業法 3条,9条,10条,19 条,19条の2,20条, 72条				
採石	土7	災害防止緊急措置命令,廃止者災害防止命令,指導·助言,報告書徴収,立入検査等	採石法 33条の13,33条の17, 34条の6,42条				従来,1万㎡以上の採取計画の 認可は本庁権限,1万㎡未満は 地域事務所権限。
	土8	採取計画の認可(認可,変更認可,変更届受理,条件設定,変更命令,休止・廃止届受理,取消し,停止命令,聴聞)	採石法 33条,33条の5第1 項,33条の5第2項,33 条の7,33条の9,33条 の10,33条の12,34条 の4第1項				
	土9	採取計画の認可(積立計画変更承認,保証人 変更届受理)	採石業の適性の実施の 確保に関する条例 12条,13条				
砂利採取	土10	採取計画の認可	砂利採取法 16条				河川管理者に係るものを除く。 従来,陸砂利採取計画の認可は 本庁権限。
	±11	採取計画の変更認可	砂利採取法 20条第1項				
	土12	採取計画等の変更に係る届出の受理	砂利採取法 20条第2・3項				
	±13	採取計画の変更の命令	砂利採取法 22条				
	±14	災害防止のための緊急措置命令等	砂利採取法 23条				
	土15	砂利採取の廃止届の受理	砂利採取法 24条				
	±16	採取計画の認可の取消し又は砂利採取の停止 命令及び当該処分に係る聴聞	砂利採取法 2 <b>9条</b> ,38条				

		事務内容			土分に		
項目	部-	ੁ ਦਾ ਹਨ ru ਜ਼		権限	窓口	県実	備考
			根拠法令	限 移 譲	口委 託	施	
	土17	採取計画の認可の条件の設定	砂利採取法 31条				
	±18	報告の徴収	砂利採取法 33条				
	土19	立入検査	砂利採取法 34条2項				
	土20	砂利採取業者に対する指導等	砂利採取法 41条第1項				
都市の	整備に	関する事務					
- 1	都市行	政に関する事務					
都市計画	土21	県の定める都市計画案の作成	都市計画法				
	±22	市町村の都市計画等に対する助言	都市計画法				
	±23	都市計画決定,変更のための他人の土地への 立入り等	都市計画法 25条1項				
	土24	上記立入りにおける障害物の伐除,試掘等	都市計画法 26条1項				
	土25	市町村が行う都市計画事業の認可	都市計画法 59条,60条,63条				
開発行為等 の規制	土26	開発行為の許可	都市計画法 29条				建築確認とセット。 開発審査会は,当面,県の審査 会活用。
	土27	開発許可に係る建築等の制限	都市計画法 42条,43条				
	土28	市街地開発事業等予定区域内の建築等の制限	都市計画法 52条の2第1項				
	土29	都市計画施設の区域 , 市街地再開発事業の施 行区域内における建築許可	都市計画法 53条1項				
	±30	施行予定者が定められている都市計画施設の 区域等内における建築等の制限	都市計画法 57条の3第1項				
	±31	開発行為の許可申請者,工事施行者に対する,資力,信用等を証する書類提出の求め	都市計画法施行細則 5条				
風致地区	±32	風致地区内における建築物の新築,宅地造成,水面埋立,木竹伐採,土石採取等の許可	風致地区内における建 築等の規制に関する条 例2条1項				10ha未満の風致地区の建築規制 等は,既に法で移譲済。10ha以 上も移譲。
	±33	上記許可の取消し等	風致地区内における建 築等の規制に関する条 例5条1項				
	士34	上記許可の取消し等に係る立入検査	風致地区内における建築等の規制に関する条例の条1項				

	±0.	事務内容		権	±分け窓	県	
項目	部-		根拠法令	限 移譲	口委託	実 施	備考
	±35	上記許可に係る行為を中止した者からの届出 受理	風致地区内における建 築等の規制に関する条 例施行規則4条				
宅地造成等 の規制	±36	住宅地造成事業規制区域内において行われる 住宅地造成事業の認可	旧住宅地造成事業に関 する法律4条				建築確認とセット。 本庁権限である1ha以上の宅 造行為の許認可も移譲。
	±37	住宅地造成事業規制区域内において行われる 住宅地造成事業の認可	旧住宅地造成事業に関 する法律施行細則6条				
	±38	宅地造成工事規制区域内において行われる宅 地造成工事の許認可	宅地造成等規制法 8条				
	土39	工事着手届の受理,工事計画の軽易な変更等	宅地造成等規制法施行 細則3条				
	±40	住宅改良地区内における建築行為の制限等	住宅地区改良法				
土地区画整 理事業	土41	土地区画整理事業施工地区内の建築行為等の 制限	土地区画整理法 76条				
	土42	土地区画整理事業を施行する個人及び土地区 画整理組合の事業計画等の認可	土地区画整理法 4条,14条				
	±43	上記事業計画等の変更認可	土地区画整理法 10条,39条				
	土44	換地計画の認可	土地区画整理法 86条				
市街地再開 発事業	±45		都市再開発法 7条,11条,38条,58 条				
	土46	施行者が定める権利変換計画の認可	都市再開発法 72条				
	土47	個人施行者及び組合の事業の代行	都市再開発法 112条,113条,114 条,115条,116条, 117条,118条				
屋外広告物	土48	違反広告物の除却(はり紙)	屋外広告物法 7条3項				国県道の占用に係るものを除き 特例条例で移譲済。道路管理権 限と切り離して全て移譲。
	土49	違反広告物の除却(はり札,立看板)	屋外広告物法 7条4項				
	土50	広告物の表示・設置の新規許可	広島県屋外広告物条例 2条1項				
	±51	広告物の表示・設置の更新許可	広島県屋外広告物条例 2条2項				
	土52	広告物の表示・設置の変更許可	広島県屋外広告物条例 14条1項				
	±53	広告物設置者からの報告,資料提出要求,広 告物等の調査	広島県屋外広告物条例 12条 46				

		事務内容			土分に		
項目	部-	# 17 P1 답		権限	窓口	県実	備考
			根拠法令	移譲	口 委 託	施	
	土54	管理者変更届の受理	広島県屋外広告物条例 15条				
	±55	除却届の受理	広島県屋外広告物条例 16条2項				
	土56	許可の取消し,広告物除却命令等	広島県屋外広告物条例 17条				
	土57	違反広告物の除却命令等	広島県屋外広告物条例 18条				
	土58	広告物除却の略式代執行	広島県屋外広告物条例 19条				
農住組合	土59	[本庁事務]農住組合の設立認可等	農住組合法 67条1項,71条2·5 項,72条2項,81条, 82条,83条1·2項,84 条,85条1·2項				第一次権限移譲計画に記載され ている事務
都市緑地保全	±60	[本庁事務]緑地保全区域内における建築行 為の許可等	都市緑地保全法 5条1・3・4・5・6・ 7・8項,6条1・2項,7 条1項,11条1・2項				第一次権限移譲計画に記載され ている事務
- 2	建築行	政に関する事務					
建築確認	土61	建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法 6条1項				小規模な市町の中で,建築主事を設置することが困難なところについては県実施等。
	±62	指定確認検査機関が建築確認を行ったときの 報告受付	建築基準法 6条の2第3項				
	±63	指定確認検査機関の建築確認が不適切な場合 の通知	建築基準法 6条の2第4項				
	土64	建築物に関する完了検査	建築基準法 7条4項・5項				
	土65	指定確認検査機関からの完了検査結果の報告 受付	建築基準法 7条の2第6項				
	土66	建築物に関する中間検査	建築基準法 7条の3第4項・5項				
	土67	指定確認検査機関からの中間検査引受の報告・検査結果報告受付	建築基準法 7条の4第2項・6項				
	土68	検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使 用の承認	建築基準法 7条の6第1項				
	土69	違反建築物に対する施工停止・除却・使用禁 止の命令等	建築基準法 9条1・2・3・7・8・ 9・10・11・13項				
	土70	指定特殊建築物に係る,敷地,構造,建築設 備の定期報告の受領	建築基準法 12条1項				

			事務内容			土分に		
項	目	部-		根拠法令	権限移譲	窓口委託	実施	備考
		土71	指定建築設備に係る定期報告の受領	建築基準法 12条2項				
		土72	建築物の敷地,構造,建築設備等の台帳整備	建築基準法 12条5項				
		±73	建築物の建築,除却の届出受理等	建築基準法 15条1項・3項				
		土74	国,都道府県,建築主事を置く市町村の建築 物に対する確認	建築基準法 18条3項				
		±75	国,都道府県,建築主事を置く市町村の建築 物に対する完了検査,中間検査	建築基準法 18条6項・7項・9項・ 10項				
		土76	国,都道府県,建築主事を置く市町村の建築 物に対する仮使用の承認	建築基準法 18条13項				
		土77	国,都道府県,建築主事を置く市町村の建築 物に対する必要な措置要請	建築基準法 18条14項				
		±78	都市計画区域等における道路の指定	建築基準法 42条 1 項4号				
		土79	都市計画区域等における道路位置の指定	建築基準法 42条5項				
		土80	私道の変更又は廃止の制限	建築基準法 45条1項				
		土81	指定確認検査機関からの照会に対する回答・ 指示	建築基準法 77条の32第1項・2項				
		土82	仮設建築物に対する制限の緩和	建築基準法 85条3項・4項				
		土83	一定の複数建築物に対する制限の特例認定	建築基準法 86条1項・2項				
		土84	公告認定対象区域内における同一敷地内認定 建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	建築基準法 86条の2第1項				
		土85	一定の複数建築物の認定の取消し	建築基準法 86条の5第2項				
		土86	用途の変更に対する確認・完了届の受理	建築基準法 87条1項				
		土87	建築設備の確認・検査	建築基準法 87条の2				
		土88	工作物の確認・検査(遊技施設を除く)	建築基準法 88条1項・2項				
		土89	工事中の特殊建築物に対する措置命令・命令 の取消し	建築基準法 90条の2第1項・2項 <b>48</b>				

			事務内容			土分に		
項	目	部-	,	根拠法令	権限移譲	窓口委託	実施	備考
		±90	工事中における安全上の措置等に関する計画 の届出受付	建築基準法 90条の3				
		土91	許可又は確認に関する消防長の同意請求及び 確認済通知	建築基準法 93条1項・4項				
		土92	書類の閲覧	建築基準法 93条の2				
		土93	防火壁の設置を要しない建築物認定	建築基準法施行令 115条1項4号				
		土94	前面道路とみなす道路認定	建築基準法施行令 131条の2第2項				
		土95	道路位置指定公告・通知	建築基準法施行規則 10条				
		土96	災害危険区域内の建築認定	広島県建築基準法施行 条例4条				
		土97	がけ付近の建築物の建築認定	広島県建築基準法施行 条例4条2項4号				
		土98	特殊建築物等の敷地と道路との関係の建築認定	広島県建築基準法施行 条例13条1項,14条1 項,15条1項				
		土99	自動車車庫等の出入口と道路との関係の建築 認定	広島県建築基準法施行 条例18条2項1号				
		土100	既存建築物に対する適用緩和の認定	広島県建築基準法施行 条例20条				
		土101	工事監理者の決定又は変更の届出の受付	広島県建築基準法施行 細則6条				
		土102	工事監理状況報告書の受付	広島県建築基準法施行 細則7条				
		土103	道路位置指定の変更又は廃止及び公告並びに 当該申請書の副本の交付	広島県建築基準法施行 細則14条1項・3項				
		土104	制限緩和に係る不適合既存建築物等の届出の受付	広島県建築基準法施行 細則30条				
		土105	申請書の取下げの届出の受付(知事に提出された申請書に係るものを除く)	広島県建築基準法施行 細則31条				
		土106	建築主等の氏名又は住所の変更の届出の受付 (知事が許可,認定又は承認したものに係る ものを除く)	広島県建築基準法施行 細則32条1項・3項				
		土107	建築物等の計画の変更の届出の受付(知事が 許可,認定又は承認したものに係るものを除 く)	広島県建築基準法施行 細則33条1項				
		土108	工事の取りやめの届出の受付(知事が許可 , 認定又は承認したものに係るものを除く)	広島県建築基準法施行 細則34条 49				

		事務内容		権	±分け 窓	県	
項目	部-		根拠法令	移譲	口 委 託	施	備考
浄化槽法	土109	浄化槽設置等の届出受理,変更命令等 (特定行政庁として)	浄化槽法 5条1項・3項・4項				建築確認とセット。
住宅金融公 庫法	土110	資金の貸付に係る住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条 1 項				建築確認とセット。
	土111	資金の貸付に係る幼稚園等又は関連利便施設 の工事審査	住宅金融公庫法 17条 2 項				
	土112	宅地造成工事審査	住宅金融公庫法 17条 4 項				
	土113	資金の貸付に係る住宅改良の工事審査	住宅金融公庫法 17条 5 項				
	土114	資金の貸付に係る災害復興住宅の工事審査	住宅金融公庫法 17条 6 項				
	土115	資金の貸付に係る地すべり等関連住宅の工事 審査	住宅金融公庫法 17条 7 項				
	土116	資金の貸付に係る宅地防災工事の審査	住宅金融公庫法 17条 8 項				
	土117	資金の貸付に係る合理的土地利用耐火建築物 等の工事審査	住宅金融公庫法 17条10項				
	土118	資金の貸付に係る産業労働者住宅の工事審査	産業労働者住宅金融通 法7条				
建設工事に 係る資材の 再資源化等	土119	届出の審査,助言,勧告,命令	建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法 律10条1・2・3項,11 条,14条,15条,18条 2項,19条,20条,42 条1・2項,43条1項				建築確認とセット。
建築士の指 導等	土120	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び本庁への報告					建築確認とセット。
優良住宅の 認定	土121	優良住宅の申請受理,審査,認定	租税特別措置法 28条の4,31条の2,62 条の3,63条,68条の 69				建築確認とセット。
優良宅地造 成の認定	土122	優良宅地造成の認定に係る証明及び証明書の 交付	優良宅地造成認定事務 に関する規則7条2項, 10条2項,12条2項				相税特別措置法に基づく事務 は,特例条例で広島市,呉市及 び福山市へ移譲済。
	土123	優良宅地造成の認定	租税特別措置法 28条の4				
地域の	生活基	盤に関する事務			·		
国有財産の 管理及び処 分	土124	・国有財産法の規定による行政財産の用途廃 止等 ・土地改良法の規定による地区編入の承認 ・道路法の規定による交換の同意	国有財産法9条3項				
補助金交付	土125	補助金交付申請書の審査・受理 状況報告書の審査・受理 実績報告書の審査・受理 補助金交付請求書の審査・受理 補助金の支出等	準用河川制度の改正に ついてS47.9.7河川局 長通達				

		事務内容		権	士分け 窓		
項目	部-		根拠法令	惟限移譲	心口委託	実施	備考
	土126	市町村の国庫補助事業に係る報告の徴収、立 入検査に関すること	委任規定第1条				
	土127	補助金等の実績報告に対する確認・指導及び 補助事業の適正な執行を目的とした指導					
	土128	補助事業等の完了について (補助事業実務必携)	通知				
	土129	公共下水道国庫補助金交付申請,事務費の使 途協議等の指導に関すること	適化法 5				
	土130	公共下水道過疎代行事業	過疎法15				
	土131	急傾斜地崩壊対策事業補助金に係る補助金事務に関すること(申請の受理・審査,交付決定・通知,実績報告の受理・審査・検査,確定・通知)	急傾斜地崩壊対策事業 補助金交付規則				
	±132	状況報告書の審査・受理	広島県都市小河川改修 事業補助金交付要綱 広島県河川環境整備事 業補助金交付要綱				
	±133	市町村道整備事業費補助金に係る広島県補助 金等交付規則に関すること					
	土134	中国横断自動車道尾道松江線地方協力補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること					
	土135	中山間地域下水道整備促進費補助事業補助金に係る広島県補助金等交付規則に関すること	委任規則7-4-87				
	土136	清算金及び仮清算金の徴収又は交付に関すること	委任規則7 69				
	±137	広島平和記念都市建設事業西部復興土地区画 整理事業に伴う事業用地及び保留予定地で処 分稟議を経たものの売買契約に関すること	委任規則7 70				
	±138	処分した事業用地及び保留地の登記の嘱託に 関すること	委任規則7 71				
- 4	海面,	水面の管理に関する事務					
公有水面埋立	土139	他人の土地に対する立入又は一時使用の許可 (申請受理・現地確認・審査・許可等) (海面を除く)	公有水面埋立法 14条				港湾区域については,港湾管理者が県から市・町に変更になる 場合は,新しい港湾管理者であ
	土140	しゅん功認可に係る検査 (海面を除く)	公有水面埋立法 22条				場合は、新しいた/高度は 高市・町へ権限移譲となる(港湾法第58条第2項)。
	土141		公有水面埋立法 23条				
	土142	工事施行区域内にある物件の除却命令 (海面を除く)	公有水面埋立法 31条				

		事務内容		権	±分け 窓		
項目	部-		根拠法令	限移譲	口 委 託	実 施	備考
	±143	しゅん功認可に係る検査 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 22条				
	土144	しゅん功認可の告示の日前の埋立地使用 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 23条				
	土145	埋立地の処分の制限に係る登記の嘱託 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条				
	土146	埋立地に関する権利承継届出書の受理 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 29条				
	土147	工事施行区域内にある物件の除却命令 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 31条				
	土148	埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条1項				
	土149	埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 27条1項				
	土150	埋立地に関する権利の譲渡又は設定の許可 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 30条				
	土151	埋立地に関する処分制限の解除 (海面を除く)	改正前公有水面埋立法 30条				
	土152	土地の立入り、一時使用の許可、竣工認可検 査、工作物の設置許可等 (海面に限る)	公有水面埋立法 14条,22条,23条,27 条,31条				
	土153	土地の立入り、一時使用の許可、竣工認可検 査、工作物の設置許可等 (海面に限る)	改正前公有水面埋立法 14条,22条,23条,27 条,29条,30条,31条 改正前公有水面埋立法 施行令7条				
一般海域	土154	海域の占用許可(申請書受理 審査・確認 進達 許可書受理 許可書通知)	広島の海の管理に関す る条例3条				市町界付近の案件は県と協議の 上,管轄自治体を決めて処理。
	土155	使用者、工事等の届出(届出受理 審査・確 認)	広島の海の管理に関す る条例施行規則3条				
プレジャー ボート係留 保管	土156	プレジャーボート所有者等の届出受理	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例7条				河川管理権限,港湾管理権限と 切り離して移譲。 本庁権限である重点放置禁止区
	土157	届出済証の交付	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例8条				域指定,暫定係留区域指定の権限も移譲(重点放置規制区域指定にあたり県の同意は必要)。
	土158	所有者の届出、重点放置禁止区域内の放置に 対する指導に関すること	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化 に関する条例7条				
	土159	重点放置禁止区域の標識・看板の設置に関す ること	広島県プレジャーボートの係留保管に関する 条例施行規則5条				
港湾振興	土160	福山港における土地分譲	公有財産管理規則 7条,41条				
	土161	福山港におけるポートセールス	52				

		事 劝 由 灾			士分に		
項目	部-	事務内容		権限	窓口	県実	備考
			根拠法令	移譲	口 委 託	施	
管理運営方	法を検	I 討するもの					
施設管理	に関す	る事務					
県営住宅の 管理	土162	入居者の収入確認	公営住宅法34条				指定管理者制度を活用。行政決 定権限は県実施。
	土163	入居手続、入居者決定等	広島県県営住宅設置及 び管理条例9条,12条 他				
	土164	入居手続、入居者決定等	広島県県営住宅管理規 則3条他				
	土165	住宅敷地の使用	県営住宅敷地内自動車 保管に関する取扱要領 5条				
	土166	県営住宅用地の使用許可	行政財産使用規則3条				
	土167	建替,用途廃止及び住戸改善事業の損失補償	委任規則7 80				
都市公園の 管理	±168	公園施設の設置又は管理の許可申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 5条2項				指定管理者制度を活用。行政決 定権限は県実施。
	±169	占用許可,変更の申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 6条1項・3項				
	土170	原状回復等の指示に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 10条2項				
	土171	法律違反者等に対する監督処分に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条1項				
	土172	許可を受けた者に対する監督処分に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条2項				
	土173	略式代執行に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 11条3項				
	土174	監督処分に伴う損失の補償に関すること (広島県立びんご運動公園)	都市公園法 12条1項				
	土175	公園施設の設置又は管理の許可申請に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 5条2項				
	土176	占用許可,変更の申請に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 6条1項・3項				
	土177	原状回復等の指示に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 10条2項				
	土178	法律違反者等に対する監督処分に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条1項				
	土179	許可を受けた者に対する監督処分に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条2項 53				

			事務内容			土分け		
項	目	部-		根拠法令	権限移譲	窓口委託	完実施	備考
		土180	略式代執行に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 11条3項				
		土181	監督処分に伴う損失の補償に関すること (広島県立みよし公園)	都市公園法 12条1項				
		土182	行為の許可,変更の許可申請に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 2条1項				
		土183	条例違反者等に対する処分,措置命令に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 7条1項				
		土184	許可を受けた者に対する処分,措置命令に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 7条2項				
		±185	使用料の徴収に関すること(有料公園施設, 設備) (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 8条1項				
		土186	土地等の使用料の徴収に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 9条1項				
		±187	使用料の減免申請に関すること(減免処分を 除く) (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 10条				
		土188	使用料還付に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例 11条				
		土189	行為の許可,変更の申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 2条1項				
		土190	条例違反者等に対する処分,措置命令に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 7条1項				
		土191	許可を受けた者に対する処分,措置命令に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 7条2項				
		土192	利用料金の徴収に関すること(有料公園施 設,設備) (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 8条1項				
		土193	土地等の使用料の徴収に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 9条1項				
		土194	使用料等の減免申請に関すること(減免処分 を除く) (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 10条				
		土195	使用料等還付に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 11条				
		土196	利用料金の額の承認に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例 14条2項				
		土197	土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後納に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県都市公園条例施 行規則9条3項			_	
		土198	土地等の使用料の徴収方法に係る分納又は後納に関すること (広島県立みよし公園)	広島県都市公園条例施 行規則9条3項 <b>54</b>				

			事務内容			生分に		
項	目	部-	争 份 內 谷		権限	窓口	県実	備考
-75	П	ì		根拠法令	限移譲	口 委 託	実 施	m 3
		土199	利用期間等の変更に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公 園管理運営規則3条2項				
		土200	有料公園施設等の利用の許可申請に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公 園管理運営規則4条1項				
		土201	利用許可の取消し又は利用の制限に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公 園管理運営規則10条				
		土202	入園拒否に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公 園管理運営規則13条1 項				
		土203	退去命令に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公 園管理運営規則13条2 項				
		±204	損害賠償に関すること (広島県立びんご運動公園)	広島県立びんご運動公 園管理運営規則14条1 項				
		土205	公開日及び公開時間の変更に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管 理運営規則3条2項				
		土206	有料公園施設等の利用の許可申請に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管 理運営規則4条				
		土207	利用許可の取消し又は利用の制限に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管 理運営規則10条				
		土208	入園拒否に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管 理運営規則13条1項				
		土209	退去命令に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管 理運営規則13条2項				
		土210	損害賠償に関すること (広島県立みよし公園)	広島県立みよし公園管 理運営規則14条1項				
		土211	広島県立みよし公園の維持修繕に関すること	委任規則7 82				
		土212	広島県立びんご運動公園の維持修繕に関する こと	委任規則7 82				
下水道理	道の管	土213	下水道法の事業認可の指導に関すること	下水道法 3条				
		土214	流域下水道事業に関すること(管理課の所掌 に属するものを除く。)	下水道法25条2項 行政組織規則26,26- 5,26-6				指定管理者制度等を活用。行政 決定権限は県実施。
		土215	流域下水道の維持補修に関すること	下水道法25条2項 行政組織規則26,26- 5,26-6				
		土216	流域下水道の管理に関すること	下水道法25条2項 行政組織規則26,26- 5,26-6				

デ4カデ末はガな(エ小姓未即 ム六)							
項目		事務内容	世分け程を限しません。	備考			
地域の	生活基盤に関す	する事務					
- 2	- 2 交通基盤の整備に関する事務						
道路・街路 の整備 ,維 持及び管理	土木公共- 1	指定区間外国道及び県道に係る通行制限・禁 止等法令に基づく管理		道路管理者である県で実施する。			
	土木公共- 2	指定区間外国道及び県道に係る維持修繕 (別途,県が具体の範囲を定める)		事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し,市町の規模・能力を勘案しながら,計画期間を通じて移譲を進める。具体には,管理権を伴う業務や予算の一元的な管理を必要とする工事等を除き,市町による事業実施を進めていく。			
		指定区間外国道及び県道に係る道路事業(設計・積算や用地買収・補償等を含む) 道路事業(単県:国補と関連したもの等を除く) 道路事業(国補)及び国補と関連した単県道路事業		事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し,市町の規模・能力を勘案しながら,計画期間を通じて移譲を進める。具体には,単県道路事業について,路線の性格,各種プロジェクトとの関連性,技術的難易度等を勘案しながら,市町による事業実施を進めていく。県で実施する。			
	土木公共- 4	指定区間外国道及び県道に係る災害復旧		道路管理者である県で実施する。			
	土木公共- 5	市町工事の指導,補助金の交付申請書・実績 報告書等の審査,報告の徴収,検査等		県で実施する(市町指導・助言事務については,県の関与は段階的に縮減する)。			
港湾の維 の維 が 要 理 理 地 方 で き 湾 準 理 地 方 き き き き き き き き き き き き き き き き き き	土木公共- 6	占用許可等法令に基づく管理 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾 桟橋や旅客施設の管理,使用料の徴収等 は,事務委託により市町に移譲済み		・地域的に利用されるものと広域的に利用される ものを整理する(以下,同じ)。 施設整備が必要なものを除き,計画期間を通じ て管理者の変更を進めていく(管理者変更までの 間は,事務委託で市町に委託したものは市町,そ の他は県で実施する)。 港湾管理者である県で実施する。			
	土木公共-7	地方港湾の維持修繕 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾 市町に事務委託した施設の1件百万円未満 の維持修繕は市町に移譲済み		管理者変更により移譲する 管理者変更までは原則として県で実施するが, 港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら,可能な ものについては事務処理特例条例等の手法(私法 上の委託を含む)を活用して市町による事業実施 を進めていく。 港湾管理者である県で実施する。			
	土木公共-8	地方港湾の施設整備(単県,国補) 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾		管理者変更により移譲する 管理者変更までは原則として県で実施するが, 単県施設整備については,港湾土木技術の特殊性 等を踏まえながら,可能なものについては事務処 理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活 用して市町による事業実施を進めていく。 港湾管理者である県で実施する。			
	土木公共- 9	地方港湾の災害復旧 地域的に利用される地方港湾 広域的に利用される地方港湾	_	管理者変更により移譲する(管理者変更までは,県で実施する)。 港湾管理者である県で実施する。			

デカデ末はカな(エハ姓未即 ム六) 							
項目		事務内容	仕分け 権 限 譲 施 譲	備考			
地域の	生活基盤に関す	する事務					
- 3							
海岸保全理 (全理) (大) 定 保整備 (大) 定 の で に を で に を で に を が に か に か に か に か に か に か に か に か に か に		港湾区域内の海岸保全区域における占用許可,工事原因者への工事命令等法令に基づく管理 地域的に利用される地方港湾の区域内 広域的に利用される地方港湾の区域内		施設整備が必要なものを除き,計画期間を通じて,港湾管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は,県で実施する)。 海岸管理者である県で実施する。			
維持及び管理 地方港湾の 港湾海岸		港湾区域内の海岸保全施設の維持修繕 地域的に利用される地方港湾区域内 広域的に利用される地方港湾区域内		港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により 移譲する 管理者変更までは,原則として県で実施する が,事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を 含む)を活用して市町による事業実施を進めてい く。 海岸管理者である県で実施する。			
	土木公共-12	港湾区域内の海岸保全施設の施設整備 地域的に利用される地方港湾区域内 広域的に利用される地方港湾区域内		港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により 移譲する(管理者変更までは,原則として県で実 施する)。 海岸管理者である県で実施する			
	土木公共-13	港湾区域内の海岸保全施設の災害復旧 地域的に利用される地方港湾区域内 広域的に利用される地方港湾区域内		港湾管理者変更と一体に海岸管理者変更により 移譲する(管理者変更までは,県で実施する)。 海岸管理者である県で実施する。			
海岸保全施, 維持及び 理 建設海岸		海岸保全区域(旧建設省所管分)に係る占用 許可,工事原因者への工事命令等法令に基づ く管理		施設整備が必要なものを除き,海岸法5条2項 の適用方法等を検討し,計画期間を通じて管理者 変更を進めていく(管理者変更を行うまでの間 は,県で実施する)。			
		海岸保全区域(旧建設省所管分)に係る 占用許可等日常的管理 工事原因者への工事命令等		海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても,海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。 管理者変更までの間は,県で実施する(海岸法5条6項,海岸法施行令1条の4により移譲できない事務)			
	土木公共-15	海岸保全区域(旧建設省所管分)内の海岸保 全施設の維持修繕 57		管理者変更により移譲する。 管理者変更までは,原則として県が実施する が,事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を 含む)を活用した市町による事業実施を進めてい く。			
	i	. U/					

項目		事務内容	性 権 服 移譲	景実施	備考
	土木公共-16	海岸保全区域(旧建設省所管分)内の海岸保 全施設の施設整備			管理者変更により移譲する(管理者変更までは,原則として県で実施する)。
	土木公共-17	海岸保全区域(旧建設省所管分)内の海岸保 全施設の災害復旧			管理者変更により移譲する(管理者変更まで は,県で実施する)。
海岸保全施 設け 設 け み は 持 及 び き 理 一般 公 共 海 の 共 入 で と で と で と で と で と り る 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	土木公共-18	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基 づく管理			海岸法37条の3第3項による海岸管理者の変更を進めていく(管理者変更までは,県で管理する)。
河川の整 備,維持 及び管理	土木公共-19	占用許可・工作物設置許可等法令に基づく管 理			河川管理者である県で実施する。なお,河川敷 の利用については,市町の包括占用許可制度の利 用を促進していく。
	土木公共-20	維持修繕 市町の区域内で水系が完結する2級河川 1級河川の県管理区間及び水系が市町の区 域を越える2級河川			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 具体には、床止工等の重要構造物の補強・補修工事を除き、市町による事業実施を進めていく。 河川管理者である県で実施する。
	土木公共-21	河川改良等の工事実施 市町の区域内で水系が完結する2級河川 1級河川の県管理区間及び水系が市町の区 域を越える2級河川			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し,市町の規模・能力を勘案しながら,計画期間を通じて移譲を進める。 具体には,単県事業のうち,一定の計画に基づくものを除き,護岸補強等の工事について,市町による事業実施を進めていく。 河川管理者である県で実施する。
	土木公共-22	災害復旧			河川管理者である県で実施する。
	土木公共-23	市町工事の指導,補助金の交付申請書・実績 報告書等の審査,報告の徴収,検査等 58			県で実施する。

生物が表に対していた。							
項目		事務内容	権限移譲	東実施	備考		
砂防施設の 整備,維持 及び地の管理	土木公共-24	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理			指定地内における占用許可等の管理権限については,国に対する制度改正の提案を行うとともに,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,計画期間を通じて,移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。		
	土木公共-25	砂防施設の維持修繕			砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており,県で実施する。 今後,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,国に制度改正を提案していく。		
	土木公共-26	砂防施設の施設整備(単県 , 国補 )			砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており,県で実施する。 今後,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,国に制度改正を提案していく。		
	土木公共-27	砂防施設の災害復旧			砂防法9条は市町による工事請負を禁止しており,県で実施する。 今後,県としても市町で実施できる仕組みの検 討を行い,国に制度改正を提案していく。		
急傾斜地崩 壊防止施設 の整備,維 持及び管理 地の管理	土木公共-28	急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の 許認可等法令に基づく管理			指定区域内における占用許可等の管理権限については,国に対する制度改正の提案を行うとともに,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,計画期間を通じて,移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。		
	土木公共-29	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕			事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し,市町の規模・能力を勘案しながら,計画期間を通じて移譲を進める。具体には,技術的に難易度の高い修繕工事を除き,市町による事業実施を進めていく。 今後,市町による事業実施の拡大について検討を行い,国に制度改正を提案していく。		
	土木公共-30	急傾斜地崩壊防止施設の施設整備(国補)			県で実施する。なお,本県では単県事業を行っていないが,市町事業に対する単県補助制度を設けており,この補助制度を利用した市町による事業実施を進めていく。 今後,市町による事業実施の拡大について検討を行い,国に制度改正を提案していく。		
	土木公共-31	急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧			県で実施する。 今後,市町による事業実施の拡大について検討 を行い,国に制度改正を提案していく。		
	土木公共-32	市町工事の指導,補助金の交付申請書・実績報告書等の審査,報告の徴収,検査等			県で実施する。		

ナー・カー・サート						
項目		事務内容	権限移譲	見実施	備考	
地すべり防 止施設の整 備指定地の び指定地の 管理	土木公共-33	地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく 管理			指定地内における占用許可等の管理権限については,国に対する制度改正の提案を行うとともに,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,計画期間を通じて,移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。	
	土木公共-34	地すべり防止施設の維持修繕			技術的に難易度の高い工事であり,当面県で実施する。 今後,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,国に制度改正を提案していく。	
	土木公共-35	地すべり防止施設の施設整備 (単独,国補)			技術的に難易度の高い工事であり,当面県で実施する。 今後,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,国に制度改正を提案していく。	
	土木公共-36	地すべり防止施設の災害復旧			技術的に難易度の高い工事であることから,当面県で実施する。 今後,県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い,国に制度改正を提案していく。	
ダム建設 ダム管理	土木公共-37	・梶毛ダムの建設工事 ・福富ダムの建設工事 ・仁賀ダムの建設工事 ・野間川ダムの建設工事 ・山田川ダムの建設工事			技術的に難易度の高い工事であり,県で実施す る。	
	土木公共-38	・魚切ダムの管理 ・野呂川ダムの管理 ・椋梨ダムの管理 ・四川ダムの管理			管理に高度な技術を要することから,県で実施 する。	